

ハラール認証団体のための国際研修プログラム参加報告

イスラーム研究所シャリーア専門委員会 奥野英樹

「人びとよ、地上にあるものの中(うち)良い合法的なものを食べて、悪魔の歩みに従ってはならない。本当にかげは、あなたがたにとって公然の敵である。」(クルアーン2章168節)

インドネシア、ジャカルタ郊外のボゴール市SANTIKAホテルを会場に、9月28日ー10月4日、International Training For Auditor Of Halal Certifying Bodiesが開催された。主催は、LPPOM MUI (The Assessment Institute For Foods, Drugs and Cosmetics, Indonesian Council Of Ulama) である。

この研修プログラムは毎年、年に一回開催される。今回は、アジア、オセアニア、欧州、北アメリカのハラール認証団体から32名が参加した。当研究所からは、昨年は2名の参加があったが、今回は私一人だけであった。連日の研修・講義を受講しつつ、各国のハラール認証団体の参加者と意見を交換し、親睦を深め、ハラール情報等の収集に努めた。

研修の目的は、LPPOM MUI作成のHALAL ASSURANCE SYSTEM (HAS) に基づくハラール認証の適正化のための、査察担当者の知識の増加と能力の向上である。査察担当者は、ハラール認証の専門家であることは当然であるが、その基本であるシャリーア(イスラーム法)の知識と理解が必要であり、また良きイスラームの信徒として、ハラールの規範を理解し実践することが求められる。

LPPOM MUIのハラール認証基準は、インドネシア国内に適用され効力を持つものであるが、更にMUIが承認した各国のハラール認証団体にも適用されなくてはならないとしている。つまりインドネシアのLPPOM MUIは、自らのハラール認証基準(HAS)を世界の統一基準としようとする強固な意志と目的を有していると言える。各国のハラール認証団体をHAS基準を基に指導し、(各国の認

証団体の) 選別を行っている。その上で、LPPOM MUIは、自らのハラール認証基準を認める国の認証団体を認可するという方針を打ち出していると言える。

以下、今回の研修プログラムの概略を報告する。

日程：

9月28日 開会式

講演1 ハラール認証におけるファトワ(イスラーム法 勸告) 委員会の役割

講演2 ファトワに基づくLPPOM MUI ハラール基準

講演3 ハラール認証取得の為の要件：基本方針と手順

9月29日 講演4 ハラール認証基準(HAS)の認定基準

講演5 HAS(HAS23000:1)の履行とその準備作業

講演6 ハラール認証査察実施の為の技術

講演7 原材料に関する知識とその必要書類について

9月30日 インドネシア・インターナショナル・ハラールエキスポ2015の見学及び第二回ハラール研究シンポジウムに参加

10月1日 シミュレーション査察。11グループに分かれ10企業11工場の査察。

その内、PT. Amerta Indah Otsukaの査察に参加。

10月2日 ボゴール郊外のサファリパーク訪問ツアーに参加。

10月3日 講演8 屠畜に関するハラール認証のガイドライン

講演9 微生物由来の製品に関するハラール認証の要件と査察技術

講演10 化粧品、医薬品・ビタミン類に関するハラール認証の要件と査察技術

講演11 香料製品に関するハラール認証の要件と査察技術

各講演終了後、講演内容の確認テストが実施された。



国際研修プログラム開会式会場風景

10月4日 11グループによるシミュレーション査察の報告・発表会
閉会式

今回、講演の中で繰り返し強調されたのは、ハラール認証システムの認定基準（LPPOM MUI HAS Criteria）で、一般的には短縮して「11 Criteria」と呼ばれるもので、それは以下の通りである。

1. ハラール製品製造企業によるハラール方針の決定。
2. 企業内の、ハラール管理チームの役割。
3. ハラール認証の為に訓練と教育。
4. ハラール認証の為に原材料の確認。
5. ハラールな製品とは何かの確認。
6. ハラール製品の製造設備・施設。
7. ハラール認証の為に注意点（クリティカルポイント、CP）、確認作業の手続きと書面の用意。
8. ハラール不適合製品の取り扱い方法。
9. トレサビリティーの確認。
10. ハラール製品製造企業による、ハラール性維持の為に内部監査の実施。
11. ハラール製品製造企業の、経営者によるハラール性維持の為に監督確認の実施。

以上がハラール認証の為に講演とトレーニングの概要である。このように様々な分野の課題に対して、極めて密度の高い内容であった。インドネシアは、ハラール認証の世界的な広がり背景に、更に昨年末のインドネシア議会でハラール関連法案可決・承認を追い風にイスラーム世界はもとより世界のハラール認証の統一基準作りにかかる強い意志を持っているということが、ひしひしと伝わって来る研修だった。私の実感として、今後各分野の日本企業にとって、インドネシアのハラール動向から目が離せなくなっていくことは間違いないことだろう。日本の政府と企業は、これからムスリム市場に目を向けざるを得なくなっていくことは疑いない。その時の為に今からイスラームの信徒が求めているものに目を向け備えていくことが、これからの日本の生き抜いていくための避けて通れない道であることを考えさせられた研修だった。



国際ハラールエキスポ2015展示場



研修会参加者の集合写真



研修会参加者がレクチャーを受ける

イスタンブールのイスラーム会議に出席して

イスラーム研究所客員教授 **徳増 公明**

トルコ宗務庁主催による第一回アジア・太平洋沿岸諸国ムスリム宗教指導者サミットが10月13日～16日イスタンブールにおいて開催された。このサミットには多数の閣僚を含む37カ国125人の代表が参加した。この会議の声明文の一部を紹介する。

地球上のムスリム人口の三分の二を占めているアジア・太平洋沿岸地域のムスリム発展の歴史は初期のイスラーム時代まで遡る。

アジア・太平洋沿岸地域では、ムスリムたちは数世紀に亘り平和で仲良く共存していたが、近代に入って植民地政策、侵略に苦しみ、精神的痛みの苦難に耐えてきた。歴史を通してのオスマーン帝国との絆の樹立については、アジア・太平洋沿岸地域のムスリムたちの場合、トルコやその他の地域のムスリムとは異なって、十分なものではなかった。今日の世界は、マスコミの発展によって情報が地球上の隅々まで容易に届くようになってきている。そして、以前に比べて容易に互いの文化的宗教的関係を深めることが出来るようになった。今や地域のみならず国家間の宗教的、文化的、歴史的関係の再構築、改善、維持は避けられなくなっている。

トルコ宗務庁は、近年、世界的規模の奉仕活動として、世界の様々な地域を越えて、各地のそれぞれの宗教団体が必要とすること、期待すること、要請する問題に答えるべく、かれらと協力する方法のあり方に改善を重ねていく準備ができています。このためにも、宗務庁はユーラシア・イスラーム評議会、アフリカ宗教指導者サミット、バルカン諸国ムフティ会議、ヨーロッパ・ムスリム会議、世界イスラーム学者による平和と穏健と良識の率先についての会議、第一回ラテン・アメリカとカリブ海諸島ムスリム宗教指導者サミットのようない国際会議を主催してきた。

今回の会議もその一環であり、アジア・太平洋沿岸諸国に住むムスリムと会合を重ね持ち、それぞれの成功事例の策や互いの意見の交換をして、協力分野を広く促進するためにも、見過ごされていたムスリム同士の兄弟愛の回復、そして、互いが強く協力と団結に携わる関係であるようにと願い、開催されたものである。

イスラームの伝統の継承が新しく生まれた宗教的な動きによってむごくも消滅されている。また、現在まで保たれてきた純粋なイスラーム的感覚の流れやその作用は新たなイデオロギー的行為によって、脱線させられている。過去数世紀、植民地政策などで精神的衝撃の危機に晒され、苦しんできたこの地域のムスリムは今や前述の問題を克服するために明確な精神の力とビジョンを必要としている。

「多様性の団結；もう一度、賢明さ（智慧）と平和について再考しよう」をテーマとして開催された今回のサミットでは各地域代表者が次の8セッションで議論した。

①地域レベルでのムスリムの問題、解決、協力方法 ②宗教教育とイスラーム団体の宗教奉仕、問題解決の提案と教育の可能性 ③イスラーム世界の教義についての新しい動きとアジア・太平洋沿岸諸国のムスリム社会へのその悪い影響 ④少数派ムスリムが直面する問題の解決とイスラーム世界の将来 ⑤イスラーム世界の宗教問

題の深刻化 ⑥イスラーム・フォビアと矛盾しない考察 ⑦実行可能な文明のあり方とイスラーム・フォビア ⑧自己防衛戦略

一方で、参加者はトルコ宗務庁及びトルコ宗教財団からの、アジア・太平洋沿岸ムスリムへの新しい協力分野及び可能な貢献策についても議論した。サミットを通して、参加者はアジア・太平洋沿岸地域のムスリムが直面している現在の問題、全ムスリムに関する将来の見通し、イスラームの基本的問題を導く現在の状況分析について策を協議し、以下のことを社会に公表することに同意した。

- 1—2015年10月10日アンカラで起きた事件—99人の死者と数十人の負傷者を出した残酷なテロは、アジア・太平洋沿岸諸国のムスリム宗教指導者及び参加者からも、猛烈な非難がなされた。イスラームの威厳ある原則も規範も、トルコのみならず、全世界の無辜の人々を殺害するというような邪悪な目的を実践しようとする者を決して歓迎するはずがない。凡ての被造物に愛情と慈悲を命じるイスラームは仮令いかなるものがそれを犯そうと、いかなる動機があろうともどのような性格のテロも拒絶している。クルアーンにも「もし、一人の人を殺害すれば、彼は全人類を殺害したことになる。」と明記されている。
- 2—イスラーム世界は今回の巡礼中に将棋倒しによる大惨事が起きたこと以来、悲しみに包まれている。このような嘆かわしい事件が再発しないように巡礼の行事における作法と秩序のあり方や安全について意識を向上させるべきである。
- 3—現今、イスラームとイスラーム世界は挑戦の時代を迎えている。例えば、シリア、イラク、パレスチナ、ガザ、アフガニスタン、ミャンマーにおける地域の崩壊、ダマスカスにおける無辜の人たちの殺戮問題がある。苦境下にあるイスラーム世界はたとえムスリム間の距離が離れていても宗派、民族、国家、言葉が異なっても、イスラームが人類に授けてくれた知識、叡智によって、一致団結し平安と公正な世界を新しく樹立しなければならない。
- 4—半世紀以上に亘ってムスリムにとっては悲惨な問題であるイスラエル・パレスチナ紛争も、最近のエルサレムやマスジド・アクサーへの憎むべき攻撃によって、再び危険な段階に達した。ムスリムにとって最初のキブラであるマスジド・アクサーは侵攻と占領され、人権と信仰の自由が無視され、そこでの信仰と宗教行事の権利が禁止されている。マスジド・アクサーへの攻撃は世界のすべてのムスリムに対する攻撃である。いかなるムスリムもマスジド・アクサーへの他力の侵入は許さない。マスジド・アクサー、マスジド・ハラーム、マスジド・ナバウィはムスリムの聖地であり、特別な場所である。エルサレムからムスリムの存在を分断するわけにはいかない。誰一人、ムスリムの聖地であるマスジド・アクサーをムスリムから没収することはできない。
- 5—伝統と近代社会に於いて、イスラームを守るためには多様性の団結・一致がこの上なく大切な基本的支柱の一つでもある。
- 6—イスラームは現世と来世で人々が平和、福祉、信頼、至福を得るため導く教えである。原則として、イスラームは憎悪や憎し

み、敵意を禁じ、真実、法律、公正、平和を優先事項とするものである。イスラームは法的に正当な基盤がない限り、決して暴力、紛争を是認するものではない。イスラーム諸国に係争中の紛争の停止、平和と平穩の再建、ムスリムの同胞意識の堅持、イスラーム都市の平和と福祉の保持といった目的を達成するため、トルコ宗務庁の尽力により設立され、平和、平穩、良識を率先せんとする常任有力者グループは、努力を続ける必要がある。そしてアジア・太平洋沿岸諸国にもその成果を広める必要がある。

- 7—西欧世界、特にヨーロッパにおいて、病的風潮のごとく起きているイスラーム・フォビアと反ムスリム行動は総体的に地球規模で世界平和に影を投げかけている。イスラーム・フォビアは文化的意識の誤解から生じたものであり、その意図も目的も人類に対する罪である。宗教、特にイスラームの神聖性に対してはいかなる侮辱、罵り、中傷も国際法において憎むべき罪とされなければならない。人々には紛争ではなく、平和と問題解決を基本とした努力が必要とされている。
- 8—世界のいくつかの国や社会で起きているような、イスラームのイメージを損なわせるためとさえ考えられる、個々のムスリムや多くのムスリムを潜在的テロリストとみなす風潮は受け入れることはできない。
- 9—分派の違いを悪用し、対立の道を開くような動きには心配させられる。一部の宗派や過激主義者はイスラーム世界の真実をひっくり返し、ウンマの一致団結に脅威を投げかけている。真実と明確な情報をおかけ求めて、その動きを新たに試みは我々の未来に光を与えてくれる。
- 10—アジア・太平洋諸国の少数派ムスリムが要求し、必要としていることは数々の挑戦を乗り越え、生き残る努力をすることである。イスラームの是認を拒否する多くの人々がいるだろう。また党派主義や過激主義に立脚した宗教的活動もあろう。彼らは自分たちのイデオロギーや傾向に焦点を絞り、経済的支援などを利用して、少数派ムスリムから新しい協力者を得ようとする

ことだろう。

- 11—最も大切なことは威厳をもつイスラームの教え、文化、歴史の本質を守ることである。本来のイスラームを説き、宗教教育、奉仕、そして学者や学校システムを訓練する方法を強化することが要求される。その地域に相応しくないとされる点を取り除き、彼らが必要・要求するものを理解し、そして豊富なイスラーム文明の遺産を考慮し、取り入れた宗教教育や出版、アジア・太平洋沿岸諸国の宗教科学分野における専門的知識、トルコの理論的知識及び宗務庁の経験をも一緒に、共に実行努力することが要求される。
- 12—宗務庁とアジア・太平洋沿岸諸国、宗教研究所、各宗教団体は情報や体験を交換するために相互共同サービス基準を発展させる必要がある。またアジア・太平洋沿岸諸国に宗教的研究所や団体を設立するために、宗務庁の持つ科学研究、運営方法、組織について詳しく知ることが求められる。この目的達成のため、宗教研究所や宗教団体はより強固な対話を行い、お互いに相談、協力することが求められる。
- 13—アジア・太平洋沿岸諸国に住んでいるムスリムにとって、若者、新世代や女性の宗教教育に、うまく機能したのものがある。我々は、若者が理解し、彼らとうまく機能するコミュニケーションを取り、社会の様々な分野でも宗教教育の機会を与え、社会のメディアとインターネットを通して互いが共有できる正しい宗教情報のネットワークを紹介していく文化的組織を設立する必要がある。また宗教教育については最新のカリキュラムが必要で、同時にオンライン教育を施すことが必要である。カリキュラムとプログラムは宗教と非宗教のように分離される情報を避け、人類と社会の現状を考慮し、伝統的遺産と今日の観念を組み合わせ、情報と科学を生み出すものでなければならない。また、イスラームの哀れみの心、慈悲、近代性、良識、寛大さ、健全で中庸なイスラーム共同体であることを把握したものでなくてはならない。トルコの研究機関、クルアーン・コース、宗教高等学校、科学と宗教大学院・センター等の利用はアジア・



会場風景

太平洋沿岸諸国のムスリムたちの自由裁量に任せるべきである。

トルコのクルアーン・コース、宗教高等学校、神学部（学部・大学院）で学んでいるアジア・太平洋沿岸諸国からの留学生への援助・協力はもっと改善する必要がある。

14—我々は、アジア・太平洋沿岸諸国への宗教的奉仕をしている宗教教師や関係者が宗務庁から提供されるサービス・訓練コースから利益を得られるように協力する必要がある。

15—宗務庁とトルコ宗教基金のノウハウと経験はアジア・太平洋沿岸諸国の首都や歴史的観光地に礼拝所やマスジドを建設したり、またクルアーン・コースの宗教・文化研究所、図書・文化センターを建設するために、大変重要である。

16—我々はアジア・太平洋沿岸諸国のムスリムとの歴史的関係が改

善することを必要としている。アジア・太平洋沿岸諸国のムスリム間の関係をスムーズに進めていくため、また定期的にアジア・太平洋沿岸諸国ムスリム指導者サミットを主催していくため、宗務庁によって調整されている事務局を紹介する。

17—2016年にイスタンブールにて世界ムスリム宗教指導者会議開催が提案された。

以上が声明文であるが、最終セッション時、宗務庁長官が各国の代表と個別に面談し、それぞれの代表と親しく意見交換を行い、トルコ政府ができる支援提供を問いかけて、アジア・太平洋沿岸諸国のイスラーム団体との関係強化を訴えた。会議後、エルドアン大統領の演説があり、世界のムスリムに一致団結の重要性が述べられた。



スピーチをするトルコ・エルドアン大統領



セッションでスピーチをする筆者



韓国とタイの代表団と記念写真

信仰と行為の関係

森 伸生

行為による判断

人に対する判断は彼の表現している言動に基づいている。人は他人の内面を知ることができないからである。人々に対するイスラームまたは不信（クフル）との判定はこの原理に基づいている。表面的に個人がイスラームを表現したならば、イスラーム信徒は彼をイスラーム信徒だと判断する。内面が不信者（カーフィル）であってもである。表面的にクフルが表現されたならば、彼をカーフィルと判断する。たとえ、内面が信徒であったとしてもである。

クルアーンはこの原理を証明している。〈あなたがたに挨拶する者に向かって、「あなたがたは信者ではない。」と言ってはならない。〉(4章94節) アッラーは個人をムスリムたちの象徴であるサラームと挨拶した者に対して信仰がないと規定することを禁じているのである。

預言者はかつてウサーマ・ビン・ザイドがアッラー以外に神はいないと証言した者を殺害したので、彼に「アッラー以外に神はいないと証言した後に殺害したのか」と厳しく叱責した。

預言者は人々が言葉や行動でイスラームを表現しただけでその者のイスラームを受け入れていた。たとえ、彼らの内面がそれと違っていてもである。例えば、偽善者たちとの付き合いにおいても、彼はイスラーム信徒として対応していた。当然、預言者は彼らの真の姿を知っていた。預言者はアッラーからその真の姿を知らされていたのである。

そして、預言者はこの原理に基づき、戦いの場において次のように表現して言った。

「彼らが『アッラー以外に神はいない、ムハンマドはアッラーの使徒である』と誓言するまで彼らと戦いなさい。もし彼らがそれを行った（誓言した）なら、そのときは彼らがあなたに彼らの血と財産を禁じることができる。しかし法的に正当なものは別であり、彼らの清算はアッラーに任せられる。」ⁱ

預言者はイスラームの諸規定をこの誓言「アッラー以外に神はいない、ムハンマドはアッラーの使徒である」に関係づけて定めていたのである。預言者時代には偽信者について預言者はアッラーからその所業を知らされていたことにより、その弊害を避けることができた。そのことについて、第二代カリフとなったウマルは次のように述べている。

「あなた方は預言者時代には啓示によって導かれていた。だが、啓示は終了した。我々に誰かが何かを表したならば、我々はその表現されたことを彼の意志として受け取る。」

人を理解することは行動によってであるとして、それによって判断が行われて、懲罰が定められることを宣言したのである。

イスラームの誓言を示したならば、イスラームでは無条件に受け入れられる。では、イスラーム信徒が不信仰的な行動を示した場合

はどうであろうか。その場合には、その行動の真意を慎重に尋ねることになる。なぜなら、不信仰との判断が下された場合には、信徒としての保護をすべて失うからである。預言者のハディース「すべてのムスリムがムスリムに禁じられていることは生命、財産、名誉（の侵害）である」に示されているような、ムスリムの持つ不可侵性が失われることになる。

不忠な行為

信徒でもイスラーム的に罪な行為を行う場合がある。しかし、それによって信仰を失ったということにはならない。それは不忠な行為（マアスィー）とされる。

マアスィー（不忠、罪）はクフルではなく信仰が減少している状態であり、信仰がなくなっているわけではない。これはスンナ派の基本的な立場である。イブン・タイミーヤはそのことを樹木に譬えている。「樹木から枝葉の一部がなくなってもその名称が消滅するわけではない。人間の場合も一部が切断されても人間の名称が消えるわけではない。」ⁱⁱ

その立場の証明としてクルアーンの節やハディースがあげられている。

クルアーン〈信仰する者よ、あなたがたには殺害に対する報復が定められた。自由人には自由人、奴隷には奴隷、婦人には婦人と。だがかれ（加害者）に、（被害者の）兄弟から軽減の申し出があった場合は、（加害者は）誠意をもって丁重に弁償しなさい。これはあなたがたへの主からの（報復の）緩和であり、慈悲である。それで今後これに違反する者は、痛ましい懲罰を受けるであろう。〉(2章178節)

アッラーが被害者の遺族に対する加害者へ与えた明文である。もし、加害者が彼のマアスィヤ（不忠）でカーフィルとなったならば、彼は彼らの同胞とはならなかった。つまり、加害者はあくまでもムスリムであるということを示している。

クルアーン〈もしも信者が2つに分れて争えば、両者の間を調停しなさい。もしかれらの一方が他方に対して、（一方的に）無法なことをするならば、無法者がアッラーの命令に立ち返るまで戦いなさい。だがかれらが立ち返ったならば、正義と公平を旨としてかれらの間を調停しなさい。本当にアッラーは公正な者を愛される。信者たちは兄弟である。だからあなたがたは兄弟の間の融和を図り、アッラーを畏れなさい。必ずあなたがたは慈悲にあずかるのである。〉(49章9-10節)

アッラーは彼らの間に戦闘があったとしても彼らに対して信仰と宗教的同胞性を認めている。

アブーフライラの伝えるハディースで、酒を飲んだ者の話が伝えられている。サハーバが酒を飲んだ者を鞭打ちした後に、その者が去った時、サハーバの一人が「アッラーがあんたを卑しめるように」

と言ったところ、預言者は「そのようなことは言ってはならない。彼に対して悪魔を助けるようなことをしてはならない」と言った。または「あなた方の同胞について悪魔の助けとなってはならない」と言った。アブーダウードの伝承では、「しかし、言いなさい、アッラーよ、彼を赦してください、アッラーよ、彼に慈悲を与えてください」と言った。

他のハディースでは、「ムスリム二人が剣で立ち会い、結果、殺害者も被害者も火獄である」と預言者の言葉が伝えられている。

預言者は二人を火獄としながらも、ムスリムと呼んでいる。二人にとって火獄が永住の住処ではないからである。

クルアーン〈本当にアッラーは、(何ものをも) かれに配することを赦されない。それ以外のことについては、御心に適う者を赦される。アッラーに(何ものかを) 配する者は、まさに大罪を犯す者である。〉(4章48節)

アッラーはシルク(多神崇拜)を赦すことはないが、マアースィーの罪などについてはアッラーの慈悲によって赦されることを明らかにしている。

最大クフルと最少クフル

クルアーンやハディースの中にクフルという言葉が出てくるが、それは時には最大クフルの意味であり、教義から逸脱していることである。それは信仰に対立する言葉であり、クルアーンに〈ある者は信じ、またある者は信仰を拒否した。〉(2章253節)と表現されている。時には、最小クフルの意味で出てくる場合がある。それは教義から外れることはないが、フスーク(不正)であるということが出来る。フスークは感謝に対立する行為である。それは、クルアーンに〈われは、人間に(正しい)道を示した。感謝する者(信じる者)になるか、忘恩の者(クフル)になるか、と。〉(76章3節)とあることから理解される。

前者に関しては、クルアーン〈凡そ信仰を拒否する者は、その善行も虚しく、来世においては、失敗者の類である。〉(5章5節)、〈「アッラーは三(位)の一つである。」と言う者は、本当に不信心者である。唯一の神の外に神はないのである。もしかれらがその言葉を止めないなら、かれら不信心者には、必ず痛ましい懲罰が下るのである。〉(5章73節)、このクフルの表現が最も多くクルアーンとスンナに表れている。

後者については、預言者の言葉、「ムスリムを侮辱することはフスークである。彼を殺害する者はカーフィルである。」などがある。イブン・タイミーヤの弟子、イブン・カイム・ジャウズィーヤ(1292-1350)は「その意味するところは、マアースィー(罪)はすべてが最小クフルの類だからである。つまり、それは服従行為から出てくる感謝に対する行為である。そこで、人間の行動は、ときに感謝の表現であり、ときに(最少の)クフル(忘恩)の表現であり、ときには三番目でこれでもなく、あれでもなくと揺れ動く状態である。」ⁱⁱⁱと人間の不安的な状態を説明している。

イブン・アッパースはクルアーンの一節〈そしてアッラーが下さ

れたもので裁判しない者は不信心者(カーフィル)である。〉(5章44節)の解説で、「クフル ドゥーナ クフル」(クフル以下のクフル)、と表現した。この問題はこのクフルが最少クフルまたは最大クフルのどれにあたるかである。それは裁く者の状況が考慮されるのである。アッラーが下したものの以外で裁く者がそれをハラールであると考えて行っているのか、またはアッラーの規定を否定して行っているのか、または人定法がアッラーの規定よりも良いと考えているのか。もし、そうであるならば、彼はイスラームの教義から逸脱した最大クフルである不信心者となる。ところが、状況が彼にそれを強いるものであり、彼はアッラーの法が真理であると知りつつも、アッラーの法以外のものでも裁きを行ったならば、彼は罪深き間違い者となる。しかし、彼はイスラームの教義から逸脱はしていない。

そこで、イブン・アッパースが述べた全文を見てみると、「それはあなた方が向かうクフルではなく、イスラームの教義から逸脱したクフルではない。」とあり、それよって、「クフル以下のクフル」とは最大クフルではない最少クフルであると理解される。^{iv}

スンナ派において、一個人は一部の信仰と一部の偽善・不信を合わせ持つことがあると考えられている。つまり、そのような人間は信仰部分において信徒であり、不忠の部分でファースィク(不正者)である。その人間には信仰の表現とクフルの表現があることになる。ゆえに、アッラーからの導きが必要と考えられている。

さいごに

今回、この信仰と行為の関係をテーマに取り上げたのは、現在、シリア、イラクで勢力を拡大している「イスラーム国」(IS)がイスラーム教徒を自分たちの信条と違うことによって、不信心者として(タクフィール)、殺害している現実があることから、本来、人の内面の問題である信仰を外見から見た人の行為によって判断することの難しさを明らかにしたいと思ったからである。ムスリム個人に対して安易に不信の判定を行うことは危険な行為であり、それは個人的にも社会的にも大きな影響を伴うものである。ムスリムは明確な証明もなく、個人に対してタクフィールを行うことはできない。イブン・ウマル伝承の預言者のハディース「或る人が信仰上の兄弟の一人を不信心者であると言ったら、(少なくとも)その二人のどちらかは不信心者であるに違いない」。つまり、どちらかが罪を明らかにすることになる。主張が正しければ、相手はその不信によって罪人となる。しかしそれが間違いなら、言った本人が不信心でない者を不信心としたことによって罪人となる。このようにムスリムはタクフィールに関してはさらなる慎重さが求められるのである。

i 「日訳サヒーフ・ムスリム第三巻」日本サウディアラビア協会1991年、P.400

ii “al-Uqud al-duriyah min manaqib shikh al-Islam ibn Taimiyya” Abu abdullah Muhammad bi Ahmad bi Abdhadi al-Dimashuqi, 2002, p114

iii “Madarij al-Salkiyyn” ibn Qayyim al-Jawziyyah, 2011, p906

iv ファトワ番号202564/2013年4月2日

<<http://fatwa.islamweb.net/fatwa/index.php?page=showfatwa&Option=Fatwald&Id=202564>>

お問い合わせ先：拓殖大学イスラーム研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14
TEL：03-3947-2419 FAX：03-3947-9416
ホームページURL: http://www.sri.takushoku-u.ac.jp

拓殖大学 イスラーム研究所 ニュースレター

平成28年 1月15日発行 第49号
発行人 拓殖大学イスラーム研究所
編集人 イスラーム研究所客員教授
柏原 良英

正統四代カリフの時代－アブーバクル (26)

(前号より)

第四章 「アブーバクルのカリフ就任」

「アブーバクル、イマーム（導師）となる」

聖遷から10年目のズルヒジャ月（12月）に、預言者は別れの巡礼を行うためにマッカへ向かった。その巡礼で、預言者は別離の説教を行い、イスラームの基本原則を述べると同時に、人々に別れを告げた。それはすでに啓示において、自分の死期の近いことを知らされていたからである。

別離の説教には預言者が23年間にわたって説いてきたイスラームの理念が簡潔に述べられているので、ここにその内容を紹介する。

「人々よ。私の言葉を聞きなさい。確かではないが、この年以降この場所でそなた達に会うことはおそらくあるまい。人々よ、そなた達の血（生命）、財産は、主に見える日にいたるまで、この日（アラファートの日）、この月（巡礼月）が神聖であるように、そなた達にとって神聖にして犯すべからざるものとされた。まことにそなた達はやがて主に見え、主はそなた達の行いについて問い質し給う。私は確かに伝えた。受託者は、信託物を委託者に返還しなくてはならない。また利子は全て廃止された。但し元金はそなた達のものである。そなた達は不正に振る舞ってはならないし、またそなた達が不正を被ることがあってはならない。アッラーは、今後利子は存在してはならないと定められた。アッバース・ブン・アルハリス・ブン・アブドゥルムッターリブの利子は全て放棄された。またジャーヒリーヤの血（の復讐）は全て廃止された。私が最初に無効とする血（の復讐）は、イブン・ラビーア・ブン・アルハリス・ブン・アブドゥルムッターリブの血である。これがジャーヒリーヤの血（の復讐）に関して先ず始めることである。

さて、人々よ、悪魔はそなた達のこの土地で崇拜されることはもう永遠にないと絶望している。しかし悪魔はそれ以外のそなた達が軽んじるような行為でも、従われるなら、それに満足する。それゆえそなた達の宗教について気をつけよ。

人々よ、（神聖月の）延期は不信仰の増加である。アッラーの神聖とされた期間の帳尻を合わせるため、ある年はそれを合法とし、ある年はそれを神聖不可侵とする不信仰者は、それによって迷妄に陥っている。彼らはアッラーが神聖としたものを合法とし、逆に合法としたものを神聖としているのである。しかし時は、アッラーが天地を創造された日と同じように、循環しているのである。アッラーの御許での月の数は12である。そのうち4か月は、神聖月である。それは連続した3か月（ズルカアダ月、ズルヒジャ月、ムハラム月）と、ジュマダー月とシャアバーン月の間の月、つまりムダルのラジャブ月である。

さて、人々よ、そなた達は自分の妻に関して一定の権利があり、妻達もそなた達に対して一定の権利がある。そなた達の妻に対する権利とは、妻が夫の嫌いな者を夫の寢床に呼び込んではいけないということ、また妻は明白な淫行をはたらいてはならないということである。もし彼女がそれを行えば、彼女を寢室に隔離し、体罰を科しても良いが、あまり苛酷な仕打ちはいけない。もしそれをやめれば彼女は、適当な食事と衣類を得る権利がある。妻達を大切にせよ。彼女らは自分の財産は何も持たない既婚女性で、そなた達はただアッラーの信託によって、彼女らを娶り、アッラーの御言葉に

よって、彼女らとの性交渉を許されているにすぎないからである。人々よ、私の言葉を理解せよ。私は確かに伝えた。私はそなた達に、しっかり縋っていれば、決して迷うことのない明白な命を使わそう。それはアッラーの書（クルアーン）とその預言者のスンナ（言行）である。

人々よ、私の言葉を聞き、理解せよ。イスラーム教徒は皆、他のイスラーム教徒にとって兄弟であり、従ってイスラーム教徒は全て兄弟であることをそなた達は知らねばならない。誰であれ、喜んで与えたもの以外、その兄弟から奪ってはならない。互いに不正をはたらいてはならない。アッラーよ、私は確かに伝えたでしょうか。」（アッスィバーイー著「預言者伝」 中田孝訳 143頁参照）

(次号に続く)

研究会報告

【平成27年度第4回タフスィール公開研究会開催】

今年度第4回目のタフスィール（クルアーン解釈）公開研究会が、平成27年10月24日午後2時より文京キャンパスC館で開催された。講師は有見次郎イスラーム研究所客員教授でクルアーン第15章アル・ヒジュル章78～99節と第16章蜜蜂章1～23節を解説した。

【平成27年度第2回イスラーム講演会開催】

今年度第2回目のイスラーム研究所主催によるイスラーム講演会が、平成27年11月28日午後2時～4時、文教キャンパスE館後藤新平・新渡戸稲造記念講堂で行われた。今回のテーマは、「イスラーム法と“ハラール”食問題」と題し最近国内で話題になってきた「ハラール食」問題について、第1部ではイスラーム少数社会におけるイスラーム法問題について当研究所の柏原良英客員教授による講演を行い、第2部では有見次郎当研究所客員教授による国内のムスリム食とハラール認証問題についての講演があり、第3部では国際社会のハラール認証事情と題して武藤英臣イスラーム研究所客員教授による国際社会、特にイスラーム世界におけるハラール食の状況について語ってもらった。会場には100人を超える参加者があり、ハラール食への関心の高さが窺われた。この講演については次号のニュースレターで詳しく報告する予定である。

محتويات العدد

1. تدريب دولي لمفتشي الهيئة المانحة لشهادة الطعام الحلال

لجنة الشريعة لمعهد دراسات الشريعة : أوكونو هيدكي

2. تقرير عن المجتمع الإسلامي في اسطنبول

استاذ زائر لمعهد دراسات الشريعة : توكوماسوكيمياكي

3. مقال عن بين العمل والإيمان

مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو

4. مقال : الخلفاء الراشدين (26)

مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو

5. الأخبار المعهد: الدورة الرابعة لدراسات التفسير (سورة الحجر والنحل)

6. المحاضرة الإسلامية لطعام الحلال في اليابان